



●もり やすひろ

税理士。東京メトロポリタン税理士法人等数社を経て、2014年四谷二丁目税理士法人代表社員に就任。【近況】今のところ万博には3回足を運んでいます。家族や友人、仕事のついでとシチュエーションは様々ですが、行くたびに新たな発見があり、それぞれ楽しく過ごすことができました！

連載／初心者E子の 実務レッスン講座

税理士 森 康博

第249回 大阪万博へ GO!?

部長 今期は業績も順調だし、社員の福利厚生も兼ねて社員旅行として万博へ行こうという話が社長からあった。

E子 関西の友人に聞くと、万博は相当盛り上がりつつあるようです。私も行ってみようかな？と個人的に計画を立てようとしていたところです。

部長 社員旅行はその昔はよく行ったものだが、ある時から仕事とプライベートの切り分けの動きや、団体行動が嫌だ、といった風潮が高まってからは中止していたのだね。

E子 資料を拝見すると万博会場では自由行動のようですし、参加日程も仕事の状況にあわせていくつか選べるので、良いのではないのでしょうか？

部長 20年ぶりの日本開催の万博だし、海外からの旅行者も多い。社員にもきつと良い影響を与えることができる、役員会でも前向きな意見が多かったな。E子 社員旅行、実は私は初めてなのですが、会計や税務上、気を付ける点

はあるのでしょうか？

部長 そうか。では、いくつか知っておいてもらいたいことを教えよう。

E子 よろしくお願いします。

部長 税務上、慰安旅行として会社の負担した金額を経費に認めてもらうには、一定のラインが定められている。まず、日程に関してだが「4泊5日以内であること」とされている。

E子 個人でもそれだけ旅行に行くのは、ぜいたくな感じですね。

部長 その昔は社員旅行に対する嫌悪感も強くなかったし、働けば働くほど儲かったから、社員旅行で社員の働きに報いようという機運は高かったんだ。E子 ちなみに、海外への社員旅行の場合にはどう考えたらいいのでしょうか。部長 海外旅行の場合には、現地で4泊5日以内の滞在なら大丈夫。

E子 海外に1週間の社員旅行なんて相当すごいですね…。

部長 次は「社員の参加人数が、全体

の人数の50%以上であること」。

E子 会社の中のごく一部だけの旅行では、その人たちだけ楽しむのだから、会社全体での行事とするのは無理がある、ということですね。

部長 そういうことだ。役員だけの旅行とか、私的旅行は論外だね。

E子 わかりました。でも、旅行の参加人数が50%以上だとしても、行けなかった人が可哀そうな気がします。

部長 その場合には何か会社から提供しないと不公平ということかな？

E子 代わりに旅行代金をあげるとか。
部長 そのような考えが出るのもわかるが、注意が必要だ。社員旅行に関する通達で「金銭との選択が可能な旅行」については給与とするとされている。

E子 と、いいますと？

部長 社員の自己都合（自己選択）で社員旅行に参加せず、会社から旅費相当額の支給を受けた場合、社員全員が旅行の参加の有無に関係なく、支給さ

れた旅費相当額を給与として課税されることになる。

E子 「金銭との選択が可能な旅行」ですから、福利厚生とは認められない。臨時的な給与ですから、賞与として源泉所得税がかかる、ということですね。

部長 そういうことだ。ちなみに、業務の都合で行けない場合に不参加者に旅費相当額を支払った場合には、不参加者についてのみ給与扱いとなる。

E子 恐ろしいです。気を付けないと。
部長 あと、社員旅行の会社負担額についてだが。

E子 会社の行事だから全額会社負担ではいけないのですか？

部長 そうともいえない。具体的に通達に上限がいくら、とは書いていないが、10万円程度が会社負担の上限とされているようだ。ここが税務のわかりづらいところだが、「旅行費用が社会通念上一般的に行なわれていると認められる範囲内であること」が求められる

ている。あまり会社負担が多いと、実質ボーナスではないか、と考えられるということだね。

E子 旅行代金が高いものは、社員にいくらか負担してもらう必要があるということですね。

部長 社員旅行が常態化していた時代には、給与から社員旅行代を自動的に預かって積み立てていたこともある。

E子 良い考えですが、今は抵抗のある社員も多いでしょうね。

部長 さて、振り返って今回の万博だ。旅行費用1人当たり5万円で会社が全額負担、参加者は募らないとわからないが結構好感触のようだ。

E子 日程も1泊2日ですから、問題ありませんね。

部長 あとは会社での正式決定を待つだけだが、税務上は問題なさそうだ。

E子 せっかくの機会ですから、社のみんなと楽しめると良いですね！